

石部南学区まちづくり協議会「声かけ、あいさつ運動」推進要項

(趣旨)

第1条 少子・高齢化、核家族化の進行、情報化の進展等に伴い、人と人とのつながりが希薄になり、家庭や地域の教育力が低下し、社会の安全性が損なわれる要因ともなっている現状において、石部南学区まちづくり協議会（以下「まち協」）の目的である「貴重な自然と伝統を守り、豊かで、住みよい、やすらぎのある美しいまちづくりを推進する」には、まちづくりを支えるひとづくりが重要であり、その基本が地域住民のコミュニケーションにあると考える。

このために、まち協は、大人も子どももお互いに「声かけ」や「あいさつ」を励行する「声かけ、あいさつ運動」の推進を通して、南学区の連帯感を強め、思いやりの心を醸成することを期するとともに、豊かな人間関係を育む、明るく安全で住みよいまちづくりを進めていく。

(定義)

第2条 「声かけ」とは、温かなまなざしを向け、思いやりをもって自然な形でかわる言葉や動作をいう。

2 「あいさつ」とは、人と人とり取り交わす「おはよう」、「こんにちは」、「ありがとう」、「ごめんなさい」等の言葉や動作をいう。

(推進事項)

第3条 まち協は、次の方法により、「声かけ、あいさつ運動」の推進を図るものとする。

- 1) 全区民を対象に、まち協広報やホームページ等を活用した広報活動を展開する。
- 2) 学校、家庭、地域等における「声かけ、あいさつ運動」を推進するため、関係する機関・団体を対象に、運動への参加を働きかける。
- 3) まち協運営委員、部会員が率先して、「声かけ」、「あいさつ」を励行する。

(推進部会)

第4条 「声かけ、あいさつ運動」の推進は、ひとづくり部会が行い、事務局、広報部はその実施を支援するものとする。

(実施要領)

第5条 ひとづくり部会は、毎年度、次のような活動(例)を行う「あいさつ・声かけ運動」実施要領を作成するものとする。

- 1) 地域住民や子どもの参加を得た街頭キャンペーン
- 2) 各種行事等を通じたキャンペーン
- 3) 関係機関・団体、学校等が連携した校門、通学路等での「声かけ・あいさつ」
- 4) 親や大人、子どもの参加によるシンポジウム、懇談会などの開催
- 5) 標語・ポスター等の募集、発表、表彰機会の設定
- 6) 立看板、のぼり旗、横断幕、懸垂幕などを設置した啓発活動
- 7) 「あいさつ・声かけ運動強調月間」の設定
- 8) 広報紙等を通して地域へ継続的呼びかけ
- 9) その他、第3条(推進事項)に沿った活動

(事業計画)

第6条 ひとづくり部会は、各年度に実施する事業計画の内容を、当該年度の前年度の2月末日までに事業部長へ報告する。

(事業報告)

第7条 ひとづくり部会は、各年度に実施した事業の内容を、翌年度の3月末日までに事業部長へ報告する。

附則

当要項は、平成21年12月16日から施行する。